

**公益財団法人ニューテクノロジー振興財団**  
**理事、監事及び評議員の報酬及び費用の支給に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ニューテクノロジー振興財団（以下「当法人」という。）定款第14条並びに第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤とは、当法人を主たる勤務場所として、当法人の業務に従事することをいう。
- (2) 報酬等とは、公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。ただし、定款第14条第2項及び第29条第2項に定める費用弁済を除く。

(報酬等の支払)

第3条 当法人は、常勤の理事に対し、その職務の対価として役員報酬を支給することができる。

2 役員のうち、本条第1項で定める者以外の報酬は、無報酬とする。

3 評議員の報酬は、無報酬とする。

(報酬基準額)

第4条 当法人の支給対象理事の報酬基準額は年俸とし、別表1「支給対象理事報酬基準額」とする。

2 第8条で定める費用の支払以外の諸手当並びに役員賞与、退職慰労金は支給しない。

(報酬額の決定)

第5条 支給対象となる理事のそれぞれの報酬金額は、前条の規定に基づき、本法人の予算状況、対象役員の勤務状況等を勘案し、理事会が決定する。

(報酬の支給)

第6条 報酬は、前条に従い決定した報酬年額の1/2を、毎月25日に、指定された預金口座への現金振込により支給するものとする。

(月内における報酬の計算)

第7条 新たに支給対象となった理事の報酬は、日割計算による。

2 支給対象の理事が退職し又は死亡したときは、その月までの報酬を支給する。

(費用の支払)

第8条 役員及び評議員がその職務執行にあたって発生した費用については、請求書又は領収書等の証憑を添えて当法人の事務局に請求し、事務局はその証憑等を確認の上、別に定める当法人の権限基準に基づき遅滞なく支払う。

2 常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(備置き及び閲覧等)

第9条 本法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として、本法人の主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1「支給対象理事報酬基準額」

役職別	年俸
会長 (常勤の場合のみ)	8,000千円～14,000千円
常務理事 (常勤の場合のみ)	6,000千円～12,000千円
理事 (常勤の場合のみ)	4,000千円～10,000千円